令和６年度東京圏からの移住による広島県地域課題解決型起業支援金

重複補助確認シート

当該起業支援金の申請を行うにあたり、以下のとおり、確認をしました。

令和６年　　月　　日

住所

　　　　　　　　　　　　　　氏名

　下記、項目に掲げている事業は、現時点で重複補助の可能性があるものを記載しています。

（各事業の詳細については、リンク又はQRコードから御確認下さい。）

　回答欄の該当へチェック又は記載をお願いします。

　（下記以外の事業についても、重複補助に該当する可能性がありますので、補助を受けられる場合は、

様式1号別紙1-2(7)へ記載してください）

【商工関係】

|  |
| --- |
| [**①-1県内市町のオフィス支援制度【市町制度】**](https://kurukuru.hiroshima.jp/cms/wp-content/uploads/2023/02/%E5%B8%82%E7%94%BA%E3%81%AE%E3%82%AA%E3%83%95%E3%82%A3%E3%82%B9%E6%94%AF%E6%8F%B4%E5%88%B6%E5%BA%A6.pdf)**①-1****①-2****▼付随する県制度**[**①-2地域活力創出型オフィス誘致促進助成【県制度】**](https://kurukuru.hiroshima.jp/cms/wp-content/uploads/2023/02/%E5%BA%83%E5%B3%B6%E7%9C%8C%E4%BC%81%E6%A5%AD%E7%AB%8B%E5%9C%B0%E4%BF%83%E9%80%B2%E5%8A%A9%E6%88%90%E5%88%B6%E5%BA%A6%EF%BC%88%E3%82%AA%E3%83%95%E3%82%A3%E3%82%B9%E3%83%BB%E3%83%A9%E3%83%9C%EF%BC%89R5.pdf)**ただし、①-2県制度活用の場合は、①-1市町制度の活用が必須。****※　同一の経費に対して、複数の補助事業が重複して支給される場合は併給不可となります。****※　①-1は、市町ごとに定める要綱に基づく制度のため、併給の可否については、各実施市町に確認する必要があります。** |
| 項目 | 回答 |
| （ア）①-1事業の実施市町、①-2事業の担当である広島県商工労働局県内投資促進課より、事業の説明をすでに受けている。 | ①-1☐はい | ①-1☐いいえ |
| ①-2☐はい | ①-2☐いいえ |
| ※　上記（ア）で「いいえ」と回答された方のみお答えください。（イ）①-1の事業の実施市町、①-2事業の担当である広島県商工労働局県内投資促進課より、事業の説明を受けた上で、起業支援金の受給について、判断したい。 | ☐はい | ☐いいえ |
| ※　上記（ア）又は（イ）で「はい」と回答された方のみお答えください。（ウ）該当の市町名をお答えください。 | 市町名（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ※　（ア）で「はい」、（イ）で「いいえ」と回答された方のみお答えください。（エ）この度、①-又は①-2の事業を活用する予定である。又は活用する可能性がある。 | ①-1☐はい | ①-1☐いいえ |
| ①-2☐はい | ①-2☐いいえ |

＜問い合わせ先＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 内容 | 問い合わせ先 |
| ①-1 | 県内市町のオフィス支援制度【市町制度】 | 各実施市町（※　上記QRコードからご確認ください） |
| ①-2 | 地域活力創出型オフィス誘致促進助成【県制度】 | 広島県商工労働局 県内投資促進課電話：082-223-5151メールアドレス：syosokushin@pref.hiroshima.lg.jp |

【農業関係】

|  |
| --- |
| [**②　就農準備資金（新規就農者育成総合対策事業）**](https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/roudou.html)**※　起業支援金制度との併用はできません。** |
| 項目 | 回答 |
| （ア）広島県農林水産局就農支援課より、②の事業の説明をすでに受けている。 | ☐はい | ☐いいえ |
| ※　上記（ア）で「いいえ」と回答された方のみお答えください。（イ）広島県農林水産局就農支援課より、②の事業の説明を受けた上で、起業支援金の受給について、判断したい。 | ☐はい | ☐いいえ |
| ※　（ア）で「はい」、（イ）で「いいえ」と回答した方のみお答えください。（ウ）今後、②の事業を活用する予定である。又は活用する可能性がある。 | ☐はい（起業支援金と重複不可） | ☐いいえ |

の事業に対し、事業目的が同じである国による補助制度を重複して支給することはできません。

|  |
| --- |
| [**③　経営開始資金（新規就農者育成総合対策）**](https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/roudou.html)* **起業支援金制度との併用はできません。**
 |
| 項目 | 回答 |
| （ア）広島県農林水産局就農支援課より、③の事業の説明をすでに受けている。 | ☐はい | ☐いいえ |
| ※　上記（ア）で「いいえ」と回答された方のみお答えください。（イ）広島県農林水産局就農支援課より、③の事業の説明を受けた上で、起業支援金の受給について、判断したい。 | ☐はい | ☐いいえ |
| ※　（ア）で「はい」、（イ）で「いいえ」と回答した方のみお答えください。（ウ）今後、③の事業を活用する予定である。又は活用する可能性がある。 | ☐はい（起業支援金と重複不可） | ☐いいえ |

|  |
| --- |
| [**④　経営発展支援事業（新規就農者育成総合対策）**](https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/hatten.html)* **同一の経費に対して、複数の補助事業が重複して支給される場合は併給不可となります。**
 |
| 項目 | 回答 |
| （ア）広島県農林水産局就農支援課より、④の事業の説明をすでに受けている。 | ☐はい | ☐いいえ |
| ※　上記（ア）で「いいえ」と回答された方のみお答えください。（イ）広島県農林水産局就農支援課より、④の事業の説明を受けた上で、起業支援金の受給について、判断したい。 | ☐はい | ☐いいえ |
| ※　（ア）で「はい」、（イ）で「いいえ」と回答した方のみお答えください。（ウ）今後、④の事業を活用する予定である。又は活用する可能性がある。 | ☐はい（同一の経費に対し重複不可） | ☐いいえ |

＜問い合わせ先＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 内容 | 問い合わせ先 |
| ② | 就農準備資金 | 広島県農林水産局 就農支援課 担い手確保グループ電話：082-513-3531メールアドレス：noushien@pref.hiroshima.lg.jp |
| ③ | 経営開始資金 |
| ④ | 経営発展支援 |

【林業関係】

|  |
| --- |
| [**⑤　森林経営管理推進事業（県産材製品開発支援事業）**](https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/86/kenzanzai-kaihatsusien-r6.html)**※　同一の経費に対して、複数の補助事業が重複して支給される場合は併給不可となります。** |
| 項目 | 回答 |
| （ア）広島県農林水産局林業課より、⑤の事業の説明をすでに受けている。 | ☐はい | ☐いいえ |
| ※　上記（ア）で「いいえ」と回答された方のみお答えください。（イ）広島県農林水産局林業課より、⑤の事業の説明を受けた上で、起業支援金の受給について、判断したい。 | ☐はい | ☐いいえ |
| ※　（ア）で「はい」、（イ）で「いいえ」と回答した方のみお答えください。（ウ）今後、⑤の事業を活用する予定である。又は活用する可能性がある。 | ☐はい（同一の経費に対し重複不可） | ☐いいえ |

＜問い合わせ先＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 内容 | 問い合わせ先 |
| ⑤ | 県産材製品開発支援 | 広島県農林水産局　林業課　県産材利用促進グループ電話：082-513-3688メールアドレス：nouringyou@pref.hiroshima.lg.jp |